

# (仮称) 鎌倉市ケアラー支援条例素案に対する意見一覧と市の考え方

番号	項目	意見内容(要約)	市の考え方
1	前文	○条例制定後の実効性が顕在化されることを望む 前文において「直接法的効果を生じさせるものではない」「基本的な認識や制定に向けた決意を明らかにするもの」とあり、この条例の周知や浸透に時間がかかり直接的効果は見えにくいだろうことは重々承知しているが、前向きな変化が少しずつでも顕在化されることを期待する。一番には、まず市の上層部だけでなく現場職員、窓口職員が条例の真意を認識し、庁内の効果的な連携にて示すことを願う。	通常、条例制定の由来や目的は、第1条の「目的」で規定しますが、それ以外にも、条例制定の趣旨や背景、目的などを強調するために、第1条の前に「前文」を置くことがあります。本条例でも、条例が目指すところをわかりやすく示せること、比較的自由な表現ができることから、前文を置いています。 そのため、前文の条例説明において、前文は条例の条文としては取り扱われたい旨を説明する目的で、「直接法的効果を生じさせるものではない」「基本的な認識や制定に向けた決意を明らかにするもの」と記載しました。 いただいたご意見のとおり、条例制定後の前向きな変化が顕在化されるよう、市職員の条例理解を進め、ケアラーへの支援に向け連携協力体制を整備してまいります。
2	定義	支援団体の活動及び市民協働への言及が見当たらない。ケアラーを支援する市民団体等の活動に期待し、支え、ともにケアラー支援を進めていただきたい。	ケアラー支援に当たっては、多様な主体が関わり社会全体で支えていくことが肝要であると認識し、条例第3条の基本理念において、第2項で、「ケアラー支援は、市、市民等、事業者、関係機関及び学校その他ヤングケアラーに関わる機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で行われなければならない。」と規定しています。 本市では、従来より、支援団体の活動及び市民協働が活発に行われ、市民活動団体の中には関係機関として実際にケアラー支援に取り組む団体もあります。これまで通り市民活動団体との協働も不可欠であることから、関係機関には、NPO等の市民活動団体も含まれる旨を、第2条(定義)の条例説明に記載しています。
3	定義	ヤングケアラーの定義について 18歳に達する日以後の最初の3/31までとしているが、高校を卒業した途端自立した大人になれるわけではない。切れ目なく支援できる仕組みが必要である。	ヤングケアラーについては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を背負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題が指摘されていることから特に規定していますが、ヤングケアラーの定義に年齢の上限を設けることにより、制度のはざまの問題が生じる懸念があることを認識しています。 素案では、条例第2条の定義において、ヤングケアラーを、「子ども・子育て支援法」及び「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の定義にあわせ、「ケアラーのうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。」と規定していました。 しかし、本条例は年齢を問わず、あらゆるケアラーを対象とするものであることから、こども基本法(令和4年(2022年)6月成立、令和5年(2023年)4月施行)に基づきヤングケアラーの定義を修正するとともに、条例に、ケアラー支援は、全てのケアラーを対象とし、年齢を問わず、切れ目のないよう行う旨を規定します。ご指摘の「高校を卒業した途端自立した大人になれるわけではない。切れ目なく支援できる仕組みが必要である。」との考えを踏まえ、切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。
4	基本理念	○『基本理念 第3条3 ケアラー支援は、…包括的に行われなければならない』の“包括的に”について、概念理解に留めず実効性あるもの、行動化できるような連携のための仕組みが必要である。また、現場職員が“包括的支援は何か”をケースワークやマネジメントに落とし込めるよう習得することが必要である。 以下の3点がヤングケアラーのいる家庭や要対協ケースへの包括的支援を促進するために有効と考える。 ①必ず、親と子の相互関係性のなかでその“問題”は発現しており、親の問題は、子の問題でもあり、子の問題は、親の問題でもあるという理解共有、②「問題解決」を急ぐのではなく「今より健康的な生活をするために何ができそうか」を念頭に共に模索し続ける姿勢、③必要あれば親子の支援者が共に自宅等へ足を運び、“生活の場において見立て合い”をする文化の醸成。 この条例によりこれらが少しでも叶い、包括的支援体制の構築を後押ししてくれることを願う。	条例第9条の広報及び啓発において、第2項で、「市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民等、事業者、関係機関及び学校その他ヤングケアラーに関わる機関が、ケアラーが置かれている状況、ケアラー支援の方法等のケアラーに関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定しています。 また、第10条の体制の整備及び構築において、「市は、支援を必要とするケアラーを発見するとともに、適切な関係機関につなぐ体制の整備及び構築を推進することとする。」と規定しています。 いただいたご意見を庁内関係課と共有し、職員ひとりひとりが当事者意識を持ち、相互の関係を理解し、長期的な視座を持った伴走支援、アウトリーチ等による見立て合いの実施等、条例に基づき、概念理解に留まることのない実効性のあるケアラー支援の取組を進めてまいります。
5	基本理念	18歳高校卒業以降の若年のケアラーが見落とされないう、前文でも基本理念でもよいので、支援の対象範囲を明記していただきたい。例えば「全世代の多様なケアラーすべてを対象とし、年齢態様を問わず切れ目のない支援を行う」など	ヤングケアラーについては、ご指摘のとおり、ヤングケアラーの定義に年齢の上限を設けることにより、制度のはざまの問題が生じ、その結果、若者ケアラーの概念が生まれていると認識しています。 本条例は世代を問わず、ヤングケアラー・若者ケアラーを含むあらゆるケアラーを対象としていくことから、こども基本法(令和4年(2022年)6月成立、令和5年(2023年)4月施行)に基づきヤングケアラーの定義を修正するとともに、条例に、ケアラー支援は、全てのケアラーを対象とし、年齢を問わず、切れ目のないよう行う旨を規定します。ご指摘の「18歳高校卒業以降の若年のケアラーが見落とされないう」との考えを踏まえ、切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。
6	事業者の役割	第6条(事業者の役割) ・第6条2項の規定は重要であるが、事業者が従業員がケアラーであることを認識し、何らかの支援を行いたいと考える時に、事業者からの相談に応じ、助言を与える市の担当部署が周知されている必要がある。そうでなければ、実効性が期待できない規定となる。	ご指摘のとおり、事業者に対して、従業員がケアラーであることを認識した後に相談できる窓口の周知が重要であると認識しております。 今後、条例に基づき、事業者が相談する窓口の明確化及びケアラーが相談できる窓口一覧の作成等の広報及び啓発を予定していることから、いただいたご意見を庁内関係課と共有し、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な取組を進めてまいります。
7	学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割	第8条(学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割) ・ヤングケアラーについては2条(2)で「18歳に達する日…の間にあるものを言う」と定義している。便宜的な定義としては仕方がないのかもしれないが、むしろ高校を卒業・中退等して以降の関係機関とのつながりが切れたり薄くなった若年ケアラーへの支援の難しさについての認識を明文化すべきではないか(条文そのものではなく、【説明】中でもよい)。	ご指摘の「高校を卒業・中退等して以降の関係機関とのつながりが切れたり薄くなった若年ケアラーへの支援の難しさについての認識」について、第8条と第11条の条例説明に記載します。
8	体制の整備及び構築	第10条(体制の整備及び構築) ・ケアラー支援を給付する担当部署および推進体制の枠組みを明示すべきである。ケアラー支援に特化した相談窓口の設置や神奈川県のようなケアラー支援専門員を配置するのについても明らかにすべき。	条例制定後は、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用しつつ、ヤングケアラーにかかる支援員及びアウトリーチ等を通じた継続的支援に係る人員を配置することで推進体制の強化を図り、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な取組を進めていく予定です。 ケアラーの置かれている状況が多様であることから、年齢や状況に応じて主となる支援関係機関が柔軟に入れ替わる必要も想定しつつ、継続的に対応していけるよう必要な取組を進めてまいります。
9	体制の整備及び構築	12条(委任)で「この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める」とされているが、10条(体制の整備及び構築)で推進体制・実施計画の書き込みがあれば、より現実的な条例になると思う。少なくとも、専門部署の設置、相談窓口の設置の書き込みを希望する。推進の詳しくは規則に委ねるとしても、規則から実施計画については、期日を決めて市民に周知して策定することを明記していただきたい。	本市では、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例に基づき、庁内連携により取り組む福祉的な課題については、専門部署および相談窓口を固定することなく、福祉総務課がリーダーシップをとり連携体制を整備・強化することで、縦割りをなくし、すべての関係部署・窓口において対応が可能になるよう取り組んでいるところです。ケアラー支援の取組についても、同様に、連携して取り組んでまいります。 体制の整備及び構築にかかる実施計画については、包括的支援体制の推進に絡めて、福祉総務課の所管する地域福祉計画に追記する形で位置付けていくことで調整を図っているところです。
10	ケアラー支援に関する施策の推進	○『ケアラー支援に関する施策の推進 第11条』において「(3)(伴走支援)アウトリーチ等による伴走支援体制の整備又は充実を図ること」 特に今年度になってから、分野をまたいだ連携が進み、支援関係機関として速やかな対応に感謝している。効果的な庁内連携に期待し、フットワーク良いアウトリーチを展開しながら一緒に支援に励めればと思う。	いただいたご意見を庁内関係課と共有し、条例に基づき、支援にあたって必要な部課が集まり重層的な支援体制を構築できるよう、ケアラーが抱える課題に目を向けながら、効果的な庁内連携及びフットワークの良いアウトリーチの体制構築を図ってまいります。
11	ケアラー支援に関する施策の推進	18歳以降のケアラーへの支援を実践していくにあたり、取りこぼすこと無く支えていくには、どういう仕組みをつくり、どこが責任を持って担当するのか、横の連携はどのようにしていくのか、市役所だけでは見えない気づけないところをどのような市民参加で補っていくのか等がこの条例案では具体が見えない。	ご指摘のとおり、18歳以降のケアラーについても切れ目のない支援ができる仕組みが必要であると認識しており、条例第11条のケアラー支援に関する施策の推進において、第1項第3号で「伴走支援」を規定し、アウトリーチ等による伴走支援体制の整備又は充実を図ることとしています。 また、ケアラーが抱える課題は多様であることから、支援主体は単独ではなく、市、市民等、事業者及び関係機関等の多様な主体がそれぞれの責務又は役割を果たし、連携を図ることを基本理念に規定している他、関係機関の役割を定めています。 条例制定後の具体の取組については、いただいたご意見を庁内関係課と共有し、条例に基づき、事業者や関係機関をはじめとした多様な主体と連携を図り、ケアラー支援に関する取組を進めてまいります。

(仮称) 鎌倉市ケアラー支援条例素案に対する意見一覧と市の考え方

番号	項目	意見内容(要約)	市の考え方
12	ケアラー支援に関する施策の推進	18歳以上のキャリア形成や進学サポートが必要と考えるので、実施計画での書き込みを求める。	ケアラーの実施計画については、現在、福祉総務課の所管する地域福祉計画に追記する形で位置付けていくことで調整を図っているところです。 18歳以上のキャリア形成や進学サポートについては、条例第11条のケアラー支援に関する施策の推進において、第1項第5号で「自立・学習・修学・就業支援」を規定し、学習、修学又は就業に関する支援及びその他自立に向け必要な支援をおこなうこととしています。ご指摘の点を踏まえ、条例制定後に、関係課が連携して支援体制の構築および支援に取り組んでいくとともに、計画への位置づけについても検討してまいります。
13	規則委任	規則で定めるとは記載されているが、規則こそ肝心なのではないか。是非明示していただきたい。	条文を検討する過程で、基本的施策について一律規則委任することも見込み、検討を進めてまいりましたが、現実では第11条に基本的施策は規定していることから、他の条例に倣い、条例制定後に必要な事項があれば、市長が別に定めることとします。
14	規則委任	第12条(委任) ・埼玉県や栗山町のケアラー支援条例は、ケアラー支援推進計画の策定について規定している。本市の条例素案において「…この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。」としているのは、推進計画は作らないということか。 ・規則に委ねる事項の具体的な記載が必要である。	推進計画については、現在、福祉総務課の所管する地域福祉計画に追記する形で位置付けていくことで調整を図っているところです。
15	市民意見の反映	ヤングケアラー等の増加を防ぐためには、子供、高齢者、障害者の医療、介護、福祉を見直し充実させていく努力を常にすること、相談する場所を分かりやすくすること、どの世代の人が鎌倉市のどこに住んでも買い物しやすくするよう努力すること、支援が必要な人にとって公共交通機関が便利が見直すことが必要ではないか。	いただいたご意見を庁内関係課と共有し、条例に基づき、ケアラー支援に関する取組を進めてまいります。
16	市民意見の反映	ケアラーの尊厳について 本来、意図していないことであっても権利を侵害されることはあってはならない。各家庭の事情によりケアラーとなった背景、ケアラーの意向を真摯に受け止め、ケアラーの将来設計についても支援していく必要がある。従い、学業(学ぶこと)の担保も尊厳、就労(働くこと)の担保も尊厳となる。	条例第3条の基本理念において、意図していないことであっても権利を侵害されることのないよう、日本国憲法第13条及び25条に基づき、第1項で「ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。」と規定しています。 また、第11条のケアラー支援に関する施策の推進において、第1項で「施策の推進に当たり、ヤングケアラー及び複合的な課題のあるケアラーに対しては、特に配慮を行うものとする。」と規定し、第1項の第5号で「学習、修学又は就業に関する支援及びその他自立に向け必要な支援を行うこと。」と規定しています。 いただいたご意見を庁内関係課と共有し、条例に基づき、ケアラーの尊厳を守る視点を持ってケアラー支援に関する取組を進めてまいります。
17	市民意見の反映	ケア対象者の尊厳について ケア対象者が相応しい介護を受けられる状況について配慮が必要となる。早期発見の為の啓発活動の他、多職種連携により相応しい介護にも繋げる必要がある。従い、適切な介護を受けることも、ケア対象者にとっての尊厳となる。ケア対象者の尊厳についても包摂された条例として検討の余地があれば、検討いただきたい。	条例第3条の基本理念において、第3項で、「ケアラー支援は、ケアラーのみならずケア対象者への取組として、包括的に行われなければならない。」と規定しています。 また、第10条の体制の整備及び構築において、「市は、支援を必要とするケアラーを発見するとともに、適切な関係機関につなぐ体制の整備及び構築を推進することとする。」と規定しています。 加えて、第11条のケアラー支援に関する施策の推進において、第2項「市は、ケア対象者に対して、福祉サービスその他のサービスの充実を図るものとする。」と規定しています。 いただいたご意見を庁内関係課と共有し、条例に基づき、ケアラーの尊厳を守る視点を持ってケアラー支援に関する取組を進めてまいります。
18	市民意見の反映	ヤングケアラーだけではなくシニアケアラーにも目を向けてほしい。	条例第1条の目的において、「この条例は、ケアラーに対する支援(以下「ケアラー支援」という。)に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定め、共生社会の実現に寄与することを目的とする。」と規定しており、本条例はすべての世代のケアラーを対象とするものとなっています。 いただいたご意見を庁内関係課と共有し、条例に基づき、シニアケアラーについても引き続きケアラー支援の取組を進めてまいります。 なお、ヤングケアラーについては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を背負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題が指摘されている一方で、これまで、社会保障制度における具体的な支援体制や支援策が乏しかったことから、その存在自体が見逃されがちでした。このため、本条例では、ヤングケアラーの存在を明示し、学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割を規定しています。
19	市民意見の反映	現場の実践者、日々苦勞を重ねているケアラーの身になって理解してほしい。	いただいたご意見を庁内関係課と共有し、市職員が条例の趣旨を理解し、当事者意識を強く持ち、ケアラー支援の取組を進めてまいります。
20	市民意見の反映	身体を休め、気力を養うための休養をしっかりとれるシステムを構築してほしい。特養老人ホームをたくさん作り、老親を格安に入所させてほしい。	条例第11条のケアラー支援に関する施策の推進において、第1項で「人材育成」「情報連携」「伴走支援」「つながりの推進」「自立・学習・修学・就業支援」を規定し、第2項で「市は、ケア対象者に対して、福祉サービスその他のサービスの充実を図るものとする。」と規定しています。 また、市、市民、関係機関等がそれぞれの責務又は役割を果たし、ケアラーを社会全体で支えていくことを基本理念として定めることで、ケアラーが安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指します。 いただいたご意見を参考に、条例に基づき、ケアラー支援に関する施策の推進を図ってまいります。
21	市民意見の反映	「事後の人生」を立て直すチャンス、リスクリングの手段、理解ある職場が必要と考えるがいかがか。	ケアラーは、時に、ケアラーとしての人生を優先せざるを得ず、自分らしく生きる機会を失うことがあると認識しており、条例第11条のケアラー支援に関する施策の推進において、第1項の第5項で「就業に関する支援及びその他自立に向け必要な支援を行うこと。」と規定しています。 また、ビジネスケアラーが悩みを抱え孤立することのないよう、第6条の事業者の役割において、第2項で、「事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。」と規定しています。 ケアラーが人生を再構築するための就業支援の機会の創出に努めるとともに、ビジネスケアラーが職場等で孤立することのないよう、事業者に対してケアラーに係る理解啓発を行い、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう取組を進めてまいります。

<実施期間 令和5年10月2日～10月31日>※意見は、一部内容を要約しています。